

ビスケット類の表示に関する公正競争規約 新旧対照表

(下線部が変更箇所)

変 更 案	現 行
<p>(目的)</p> <p><b>第1条</b> この公正競争規約（以下「規約」という。）は、不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号。以下「景品表示法」という。）<u>第36条第1項</u>の規定に基づき、ビスケット類の取引について行う表示に関する事項を定めることにより、不当な顧客の誘引を防止し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択及び事業者間の公正な競争を確保することを目的とする。</p> <p>(定義)</p> <p><b>第2条</b> この規約で「ビスケット類」とは、ビスケット（クッキーを含む。以下同じ。）、クラッカー（乾パン及びプレッツェルを含む。以下同じ。）、カットパン及びパイ並びにこれらの加工品をいう。</p> <p>2 この規約で「ビスケット」とは、<u>小麦粉その他の穀粉類、糖類及び食用油脂</u>を原料とし、<u>必要により食塩、澱粉</u>、乳製品、卵製品、膨張剤等の原材料を配合し、又は添加したものを混合機、成型機及びビスケットオープンを使用して製造した食品をいう。</p> <p>3 この規約で「クッキー」とは、ビスケットのうち次に掲げるものをいう。</p> <p>(1) 「手づくり風」の外観を有し、糖分及び脂肪分の合計が重量百分比で40パーセント以上のもので、嗜好に応じ、卵製品、乳製品、ナッツ、乾果、蜂蜜等により製品の特徴付けを行って風味よく焼きあげたもの</p> <p>(2) その他、全国ビスケット公正取引協議会（以下「公正取引協議会」という。）の承認を得たもの</p> <p>4 この規約で「クラッカー」とは、<u>小麦粉その他の穀粉類、糖類及び食用油脂</u>を原料とし、<u>必要により食塩、澱粉</u>、乳製品、卵製品、イースト、酵素、膨張剤等の原材料を配合し、又は添加したものを混合機、成型機及びビスケットオープンを使用して製造した食品をいう。</p> <p>5 この規約で「乾パン」とは、クラッカーのうち、イーストを使用し、混合機にかけ醗酵させたものを成形後、醗酵工程を経て焼きあげたものをいう。</p> <p>6 この規約で「プレッツェル」とは、クラッカーのうち、棒状、リング型等に成型した生種（なまだね）をアルカリ処理して焼きあげたものをいう。</p> <p>7 この規約で「カットパン」とは、<u>小麦粉その他の穀粉類、糖類、食用油脂及びイースト</u>を原料とし、<u>必要により食塩、澱粉</u>、乳製品、卵製品、膨張剤等の原材料を配合し、又は添加し、混合機にかけ醗酵させたものを成型機及びビスケットオープンを使用して製造した水分の多い食品をいう。</p>	<p>(目的)</p> <p><b>第1条</b> この公正競争規約（以下「規約」という。）は、不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号。以下「景品表示法」という。）<u>第31条第1項</u>の規定に基づき、ビスケット類の取引について行う表示に関する事項を定めることにより、不当な顧客の誘引を防止し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択及び事業者間の公正な競争を確保することを目的とする。</p> <p>(定義)</p> <p><b>第2条</b> この規約で「ビスケット類」とは、ビスケット（クッキーを含む。以下同じ。）、クラッカー（乾パン及びプレッツェルを含む。以下同じ。）、カットパン及びパイ並びにこれらの加工品をいう。</p> <p>2 この規約で「ビスケット」とは、<u>小麦粉、糖類、食用油脂及び食塩</u>を原料とし、<u>必要により澱粉</u>、乳製品、卵製品、膨張剤等の原材料を配合し、又は添加したものを混合機、成型機及びビスケットオープンを使用して製造した食品をいう。</p> <p>3 この規約で「クッキー」とは、ビスケットのうち次に掲げるものをいう。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>4 この規約で「クラッカー」とは、<u>小麦粉、糖類、食用油脂及び食塩</u>を原料とし、<u>必要により澱粉</u>、乳製品、卵製品、イースト、酵素、膨張剤等の原材料を配合し、又は添加したものを混合機、成型機及びビスケットオープンを使用して製造した食品をいう。</p> <p>5・6 (略)</p> <p>7 この規約で「カットパン」とは、<u>小麦粉、糖類、食用油脂、食塩</u>及びイーストを原料とし、<u>必要により澱粉</u>、乳製品、卵製品、膨張剤等の原材料を配合し、又は添加し、混合機にかけ醗酵させたものを成型機及びビスケットオープンを使用して製造した水分の多い食品をいう。</p>

変更案	現行
<p>8 この規約で「パイ」とは、次に掲げる基準に適合した食品をいう。</p> <p>(1) <u>小麦粉その他の穀粉類</u>及び食用油脂を原料とし、必要により澱粉、糖類、乳製品、卵製品、イースト、膨張剤等の原材料を配合し、又は添加したものを混合機、成型機及びビスケットオーブンを使用して製造した<u>小麦粉その他の穀粉類</u>を主体とする部分と油脂とが交互に層状になった食品</p> <p>(2) <u>小麦粉その他の穀粉類</u>及び食用油脂を原料とし、必要により澱粉、糖類、乳製品、卵製品、イースト、膨張剤等の原材料を配合し、又は添加したものを混合機、成型機及びビスケットオーブンを使用して製造した<u>小麦粉その他の穀粉類</u>を主体とする部分が製品の外側部分になるようにし、その中に果物、肉の加工品、マッシュマロ等の詰めものをした水分の多い食品</p> <p>9 この規約で「ビスケット、クラッカー、カットパン又はパイの加工品」とは、ビスケット、クラッカー、カットパン又はパイにクリーム、ジャム、マッシュマロ、あん等をはさんだもの又はこれらの表面にチョコレート、砂糖、卵白、醤油、油脂等を塗布若しくは被覆したものをいう。</p> <p>10 この規約で「事業者」とは、ビスケット類を製造し、加工し、若しくは輸入して販売する事業者又は販売する事業者をいう。</p> <p>11 この規約で「表示」とは、「景品表示法第2条の規定により景品類及び表示を指定する件」(昭和37年公正取引委員会告示第3号)第2項に規定するものであって、ビスケット類の表示に関する公正競争規約の施行規則(以下「施行規則」という。)に定めるものをいう。</p> <p>(必要な表示事項)</p> <p><b>第3条</b> 事業者は、ビスケット類の容器包装(食品衛生法(昭和22年法律第233号)第4条第5項に規定する容器包装をいう。以下同じ。)に、次に掲げる事項をそれぞれ施行規則に定めるところにより、邦文で外部から見やすい場所に明瞭に表示しなければならない。</p> <p>(1) 種類別名称</p> <p>(2) 原材料名</p> <p>(3) 添加物</p> <p>(4) 原料原産地名</p> <p>(5) 内容量</p> <p>(6) 賞味期限</p> <p>(7) 保存の方法</p> <p>(8) 原産国名</p> <p>(9) 食品関連事業者の氏名又は名称及び住所</p> <p>(10) 製造所又は加工所の所在地及び製造者又は加工者の氏名又は名称</p>	<p>8 この規約で「パイ」とは、次に掲げる基準に適合した食品をいう。</p> <p>(1) <u>小麦粉</u>及び食用油脂を原料とし、必要により澱粉、糖類、乳製品、卵製品、イースト、膨張剤等の原材料を配合し、又は添加したものを混合機、成型機及びビスケットオーブンを使用して製造した<u>小麦粉</u>を主体とする部分と油脂とが交互に層状になった食品</p> <p>(2) <u>小麦粉</u>及び食用油脂を原料とし、必要により澱粉、糖類、乳製品、卵製品、イースト、膨張剤等の原材料を配合し、又は添加したものを混合機、成型機及びビスケットオーブンを使用して製造した<u>小麦粉</u>を主体とする部分が製品の外側部分になるようにし、その中に果物、肉の加工品、マッシュマロ等の詰めものをした水分の多い食品</p> <p>9～11 (略)</p> <p>(必要な表示事項)</p> <p><b>第3条</b> 事業者は、ビスケット類の容器包装(食品衛生法(昭和22年法律第233号)第4条第5項に規定する容器包装をいう。以下同じ。)に、次に掲げる事項をそれぞれ施行規則に定めるところにより、邦文で外部から見やすい場所に明瞭に表示しなければならない。</p> <p>(1)～(12) (略)</p>

変 更 案	現 行
<p>(11) 栄養成分の量及び熱量 (12) 事故品を取り替える旨</p> <p>2 次に掲げる事項にあつては、施行規則に定めるところにより表示しなければならない。</p> <p>(1) アレルゲン (2) L-フェニルアラニン化合物を含む旨 (3) 遺伝子組換え食品を含む旨</p> <p>3 紙製及びプラスチック製の容器包装への分別回収のための「識別マーク」は、資源の有効な利用の促進に関する法律（平成3年法律第48号）の規定に基づき表示しなければならない。</p> <p>(特定事項の表示基準)</p> <p><b>第4条</b> 事業者は、ビスケット類に、バター、チーズ、ミルク、その他の乳製品、卵製品、果物類、野菜類、蜂蜜、コーヒー、ナッツ類、チョコレートその他の原材料を使用している旨を商品名、絵、写真、説明文等で表示する場合は、施行規則に定める<u>基準量</u>によらなければならない。ただし、次の各号のいずれかの場合、この限りでない。</p> <p>(1) 原材料の使用量が施行規則に定める基準量未満のものについて、当該原材料の製品に占める重量の割合を「○○△△%使用」（○○は原材料の名称。以下、本項において同じ。）と明瞭に商品名に併記した場合</p> <p>(2) 2種類以上の原材料を使用しているものであって、当該原材料の使用量が施行規則に定める<u>基準量</u>未満のものについて、当該原材料名及び当該原材料の製品に占める重量の割合を施行規則に定めるところにより明瞭に商品名に併記した場合</p> <p>(3) <u>前2号</u>のものであって、当該原材料の香料を合わせて使用しているものについて、「○○香料使用」と明瞭に商品名に併記した場合</p> <p>(4) 果物類の香料のみを使用しているものについて、当該果物の香料を使用した旨を「○○香料使用」と明瞭に商品名に併記した場合</p> <p>(5) 2種類以上の果物の香料を使用したものについて、「フルーツ香料使用」と明瞭に商品名に併記した場合</p> <p>(6) 前号のもの又は果物の香料を使用した製品を2種類以上詰め合わせたものについて、「フルーツ香料使用」と明瞭に商品名に併記した場合</p> <p>(7) 公正取引協議会の承認を得た場合</p> <p>2 事業者は、前項の規定により、ビスケット類の商品名に、バター、チーズ、ミルク、その他の乳製品の名称を使用する場合は、当該原材料の製品に占める重量百分比を施行規則に定めるところにより商品名に併記しなければならない。</p> <p>3 事業者は、ビスケット類に、バター、チーズ、ミルク、その他の乳製品、卵製品、果物類、野菜類、</p>	<p>2・3 (略)</p> <p>(特定事項の表示基準)</p> <p><b>第4条</b> 事業者は、ビスケット類に、バター、チーズ、ミルク、その他の乳製品、卵製品、果物類、野菜類、蜂蜜、コーヒー、ナッツ類、チョコレートその他の原材料を使用している旨を商品名、絵、写真、説明文等で表示する場合は、施行規則に定める<u>基準</u>によらなければならない。ただし、次の各号のいずれかの場合、この限りでない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 2種類以上の原材料を使用しているものであって、当該原材料の使用量が施行規則に定める<u>基準</u>未満のものについて、当該原材料名及び当該原材料の製品に占める重量の割合を施行規則に定めるところにより明瞭に商品名に併記した場合</p> <p>(3) <u>前二号</u>のものであって、当該原材料の香料を合わせて使用しているものについて、「○○香料使用」と明瞭に商品名に併記した場合</p> <p>(4)～(7) (略)</p> <p>2～7 (略)</p>

変更案	現行
<p>蜂蜜、コーヒー、ナッツ類、チョコレートその他の原材料を施行規則に定める基準量以上使用する場合は、当該ビスケット類の容器包装又は説明文等に当該原材料を豊富に含有する旨を表示してはならない。</p> <p>4 事業者は、ビスケット類について、特定の原産地のもの、有機農産物、有機加工食品その他の使用した原材料が特色のあるものである旨を表示する場合には、次の各号に掲げる方法によらなければならない。</p> <p>(1) 次の各号に掲げるいずれかの割合を当該表示に近接した箇所又は当該原材料名表示の次に括弧を付して表示すること。ただし、その割合が100パーセントの場合にあっては、割合の表示を省略することができる。</p> <p>ア 特色のある原材料の製品の原材料及び添加物に占める重量の割合</p> <p>イ 特色のある原材料の特色のある原材料及び特色のある原材料と同一の種類を合わせたものに占める重量の割合（この場合においては、この旨の割合であることを表示する。）</p> <p>(2) 特定の原材料の使用量が少ない旨を表示する場合は、特定の原材料の製品に占める重量の割合を当該表示に近接した箇所又は当該原材料名表示の次に括弧を付して表示すること。</p> <p>(3) ビスケット類が有機又はオーガニックである旨を表示する場合は、日本農林規格等に関する法律（昭和25年法律第175号）及び同法に基づく有機加工食品の日本農林規格（平成17年農林水産省告示第1606号）に定めるところにより表示すること。</p> <p>5 原産国について誤認されるおそれがある国産品にあっては、施行規則に定める基準により表示すること。</p> <p>6 事業者は、ビスケット類の容器包装又は説明書に賞、推奨等を受けた旨を表示する場合は、これを受けた年及び授賞者、推奨者等の氏名又は名称並びに賞については、受賞した博覧会、展覧会、品評会等の名称を表示しなければならない。</p> <p>7 事業者は、ビスケット類の容器包装又は説明書に、法令に基づく特許又は実用新案、商標若しくは意匠の登録を受けた旨を表示する場合は、その番号を表示しなければならない。</p> <p>（不当表示の禁止）</p> <p><b>第5条</b> 事業者は、ビスケット類の取引に関し、容器包装、説明書、パンフレット、ポスター、看板、新聞、雑誌、ラジオ、テレビジョン等により次の各号に掲げる表示をしてはならない。</p> <p>(1) 前条に規定する特定事項の表示基準に合致しな</p>	<p>現行</p> <p><b>第5条～第10条</b> (略)</p>

変 更 案	現 行
<p>い表示</p> <p>(2) 賞でないものを賞であるかのように誤認されるおそれがある表示</p> <p>(3) 官公庁、神社、仏閣、その他著名な団体又は個人が購入又は推奨しているかのように誤認されるおそれがある表示</p> <p>(4) 自己の取り扱う他の商品又は自己の行う他の事業について受けた賞、推奨等を当該商品について受けたものであるかのように誤認されるおそれがある表示</p> <p>(5) 他の事業者又はその製品を中傷し、誹謗するような表示</p> <p>(6) 原産国について誤認されるおそれがある表示</p> <p>(7) 内容物の保護又は品質保全の限度をこえて過大な容器包装を用いること。</p> <p>(8) 食品表示基準（平成27年内閣府令第10号）第9条に規定する事項</p> <p>(9) その他当該商品の内容又は取引条件について、実際のもの又は自己と競争関係にある他の事業者に係るものよりも著しく優良又は有利であるかのように誤認されるおそれがある表示</p> <p>(10) 前各号に掲げるもののほか、商品の内容又は取引条件について一般消費者に誤認されるおそれがある表示</p> <p>（公正取引協議会の設置）</p> <p><b>第6条</b> この規約を適正かつ効果的に運用するため、公正取引協議会を設置する。</p> <p>2 公正取引協議会は、この規約に参加する事業者をもって構成する。</p> <p>（公正取引協議会の事業内容）</p> <p><b>第7条</b> 公正取引協議会は、次の事業を行う。</p> <p>(1) この規約の内容の周知徹底に関すること。</p> <p>(2) この規約についての相談及び指導に関すること。</p> <p>(3) この規約の遵守状況の調査に関すること。</p> <p>(4) この規約の規定に違反する疑いがある事実の調査に関すること。</p> <p>(5) この規約に違反する者に対する措置に関すること。</p> <p>(6) 景品表示法及び公正取引に関する法令の普及並びにこれらの法令の違反の防止に関すること。</p> <p>(7) 関係官公庁との連絡に関すること。</p> <p>(8) 一般消費者からの苦情処理に関すること。</p> <p>(9) 会員に対する情報提供に関すること。</p> <p>(10) その他この規約の施行に関すること。</p> <p>（違反に対する調査）</p> <p><b>第8条</b> 公正取引協議会は、第3条から第5条までの</p>	

変 更 案	現 行
<p>規定に違反する事実があると思われるときは、関係者を招致し、事情を聴取し、関係者に必要な事項を照会し、参考人から意見を求め、その他その事実に必要な調査を行う。</p> <p>2 事業者は、前項の規定に基づく公正取引協議会の調査に協力しなければならない。</p> <p>3 公正取引協議会は、前項の規定に違反して調査に協力しない事業者に対し、当該調査に協力すべき旨を文書をもって警告し、これに従わないときは5万円以下の違約金を課し、又は除名処分をすることができる。</p> <p>(違反に対する措置)</p> <p><b>第9条</b> 公正取引協議会は、第3条から第5条までの規定に違反する行為があると認めるときは、当該違反行為を行った事業者に対し、当該違反行為を排除すべき旨及び当該違反行為と同種又は類似の違反行為を再び行ってはならない旨を文書をもって警告することができる。</p> <p>2 公正取引協議会は、前項の警告を受けた事業者が当該警告に従っていないと認めるときは、事業者に対し50万円以下の違約金を課し、除名処分をし、又は消費者庁長官に必要な措置を講ずるよう求めることができる。</p> <p>3 公正取引協議会は、前条第3項又は本条第1項若しくは第2項の規定により警告をし、違約金を課し、又は除名処分をしたときは、その旨を遅滞なく、文書をもって消費者庁長官に報告するものとする。</p> <p>(施行規則)</p> <p><b>第10条</b> 公正取引協議会は、この規約の実施に関する規則を定めることができる。</p> <p>2 前項の規則を定め、又はこれを変更しようとするときは、事前に公正取引委員会及び消費者庁長官の承認を受けるものとする。</p>	

**附 則**

- 1 この規約の変更は、この規約の変更について公正取引委員会及び消費者庁長官の認定の告示があった日から施行する。
- 2 この規約の変更の施行の日前に事業者が行った表示については、なお従前の例による。